

「専修学校振興における財政措置の在り方等に関する論点整理」

～国と地方の財政上の役割分担等について～ 《概要》

専修学校 学校数:3,350校 生徒数 約62万5千人 《平成21年5月現在》

I 専修学校教育における私費負担と公費負担の関係等 ～そもそも専修学校教育に対する助成はなぜ必要なのか～

公費投入の正当化理由

- 学校教育への公費投入に関する一般的な正当化理由

☆ 公共財としての性質をもつ教育が及ぼす外部経済効果

☆ 教育の機会均等の理念

- 各種政策目的からの教育機関に対する要請

☆ 特定分野の人材育成等の推進

☆ その他広範な政策目的への学校の機能・資源の動員

専修学校が果たしている役割

- i) 多様な学生生徒の受入れ
- ii) 社会の要請に応える実践的な職業教育
- iii) 産業・生活の基盤を支える人材の輩出

★ 専修学校も、

- ・人材資本の形成等に大きな役割
- ・教育の機会均等の受け皿として貢献

★ 職業人材育成等に係る費用を、
今後、社会全体で負担していく必要

- ※ 専修学校に対する公費助成を維持・拡大していくうとするのであれば、専修学校のガバナンスの改善、学校運営の透明性の確保等も不可欠

「専修学校振興における財政措置の在り方等に関する調査研究」
(平成22年7月2日 生涯学習政策局長決定)

※ 主として、国・地方の財政上の役割分担の明確化等の観点から検討

背景

- 国家レベルでの雇用・人材戦略の要請
→ 専修学校の職業教育に対する期待の高まり
- 地域主権立国への推進
→ 地方にできることは地方に委ねる観点からの国の事業の見直し

II 専修学校教育の振興等における国と地方の関係

～専修学校振興のための各種施策について、国と地方のどちらがその実施・推進を担うべきか、地方が実施を担う際、その税財源措置等はどうするか～

国と地方の役割と財政措置の在り方

国と地方の行政上の役割の違いと財政措置

専修学校行政における国の役割

- 制度の制定・改廃
- 全国的視野からの水準の維持・向上、都道府県格差の是正
- 国際通用性の確保・国際競争力の強化
- 全国的視野からの就学支援

専修学校行政における地方の役割

- 制度の執行(認可・監督等)
※ 所轄庁たる都道府県の役割
- 域内の学校の水準の維持・向上
- 地域の教育資源としての学校の機能強化
- 地域住民等の就学支援

国固有の財政上の役割

地方固有の財政上の役割

【→参考1】

専修学校の特性を踏まえた全国レベル／地域レベルの施策の分担

留意すべき
専修学校の特性

- 設置認可・監督を行う行政権限の所在、所轄庁の事務体制
- 課程の別による事情の相違(県域を越えた生徒移動の多さ等の違い)
- 教育課程の自由度の高さ、教育内容の多様さ・評価の難しさ(職業教育の評価システムの現時点における不在)
- 学校・生徒の大都市圏への偏在、小規模校の多さ、地域レベルの教員コミュニティの不在
- 産業政策、雇用政策との関わりの深さ

全国レベルで対応すべき施策

地域レベルで他応すべき施策

【→参考1】

III これからの専修学校教育の振興等のための事業の展開

◎重視すべき背景

- ★ 國際的な環境の変化と高等教育
※ 経済界活動のグローバル化と人材競争の激化
- ★ 我が国における産業構造・就労構造の変化と企業・働く人々、若者、家庭、学校への影響
※ OJTの縮小と求められる知識・技術の高度化、雇用の流動化、労働力需給の不均衡、成長分野への期待の高まり、若者の自立をめぐる問題、家庭の経済的基盤の脆弱化、私立学校のガバナンス改善等への要請

○ 重点的に取り組むべき
喫緊の課題

IV 当面の実施
施策に係る
役割分担

国において推進・
実施すべき事業

都道府県による
実施が望まれる
事業

【→参考2】

国と地方の財政上の役割分担に関する基本的考え方

1. 行政上の役割分担に基づく国固有／地方固有の役割

【専ら国が担うものとして】

- * 専修学校制度の立案等に当たり必要な情報を創出・収集するための研究開発事業
- * 地方間格差の解消のための措置、国どこでも等しく対応することが求められる施策領域の措置
- * 国際社会の中での我が国の専修学教育の通用性の維持・競争力の強化ための施策
- * その他国家レベル・全国レベルの施策として必要な事業

【専ら地方が担うものとして】

- * 地域における教育資源の維持等の観点から行う運営費等の助成
- * 地域の教育機会を提供する機関としての公立専修学校の設置運営
- * その他地域レベルの施策として必要な事業

【国・地方のおおまかな分担】

	機関助成		個人助成
	基盤的経費	競争的資金	
専門課程			
高等課程			
一般課程			

■ : 主として国が推進・実施
■ : 主として地方が実施
(国は相当の税財源措置)

2. 施策の効果・効率性の観点から、全国レベル／地域レベルで対応すべき施策の分担

【課程別の分担】

- ◆ 国の役割は、生徒の広域的移動の多い専門課程の教育振興において、より大きい。
- ◆ 地方の役割は、生徒の広域的移動の少ない高等課程・一般課程の教育振興において、より大きい。

【機関助成における分担】

- ◆ 機関助成については、課程別分担の考え方について一定配慮しつつも、効果的な経費配分と効率的な事務執行を確保する観点から、特に以下の考え方を基本とすることが適当。
 - * 生徒数等の外的指標に基づく助成などは、所轄府県がよりよくなし得るところであり、運営費補助等の基盤的経費の配分については（高等・専門・一般の課程の別を問わず）、主として地方公共団体（都道府県）の役割。
～ただし、その税財源措置については、国において相当の措置を行う必要。
 - * これに対し、競争的資金の配分等については、採択事業等の選定に当たり、教育内容・方法等の卓越性についての審査を要することとなるなど、専門性を求められるものに関し、国の責任・役割がより大きくなる。
～企画競争により全国規模で競わせることが効果的なプロジェクト事業等については、専門課程のみならず、高等課程・一般課程に係るものも含め、国が行うことが適当。

【個人助成における分担】

- ◆ 個人助成については、課程別の分担に関する考え方も踏まえ、
 - * 高等課程・一般課程の生徒に対するもの（高等学校等修学支援金を除く）は一義的に都道府県が、
 - * 専門課程の学生に対するもの（奨学金事業など）は一義的に国が、
その役割・経費負担を担うべき。

【その他】

- ◆ 専修学校教育の特性に鑑み、国が担い、あるいは地方（都道府県）が担うことが適当と考えられる施策として、それぞれ以下のようなものを挙げることができる。
 - 《主として全国レベルの施策により効果的・効率的に対応できるものとして（国の役割）》
 - ・ 全国の専修学校で行われている多種・多様な教育活動の中から、特に先進的な取組を支援したり、その成果を普及したりする事業
 - ・ 専修学校教育に関する情報資料の集約・共有化を図る事業
 - ・ 専修学校（教員）、企業等の全国的・広域的なネットワークの形成を促進する事業
 - 《主として地域レベルの施策により効果的・効率的に対応できるものとして（地方（都道府県）の役割）》
 - ・ 地域の人材ニーズに即した人材養成を推進する事業
 - ・ 専修学校と地元企業等との連携を促進する事業
 - ・ 専修学校の資源を活用して、地域の中学校・高等学校の教育等への支援を推進する事
- ◆ 府省間の連携により推進・実施するもの等にも、国のこととして進めることが必要となるものがある。

当面の実施施策に係る国・地方間の役割分担

《国において推進・実施すべき事業》

◆ 国の制度改革につながる情報を創出・収集するための調査研究として

- ・ 社会人等の学びやすい教育システムの構築（「学習ユニット積み上げ方式」による効果的な学習システムの開発や設置基準の見直し等に向けた調査研究の実施、調査統計データの充実）
- ・ 学校評価・情報公開のガイドラインの策定等に向けた調査研究の実施

◆ 国家戦略等に基づく全国レベルの施策として

- ・ 成長分野等で必要とされる専門人材の育成のための教育プログラム開発
- ・ 産業界等との連携による専修学校教育の質確保の仕組みの整備（専門学校等の教育システムとの連携による「キャリア段位制度」の導入、成果の普及など）
- ・ 専修学校教育の質向上のための全国的・広域的なネットワークの形成、情報インフラ等の整備
- ・ 留学生の受け入れ拡大のための留学生支援の推進
- ・ 専門課程の学生に対する奨学金の充実、高等課程の生徒に対する就学支援金の措置の継続

《都道府県による実施が望まれる事業》

◆ 地域の教育資源たる専修学校に対する基盤的経費措置として

- ・ 運営費補助等の充実（→国による税財源措置の充実が必要）
- ・ 授業料減免を行った学校に対する補助等の充実（→国による税財源措置の充実が必要）

◆ 地域の政策要請に基づく地方レベルの施策として

- ・ 地域の人材ニーズを踏まえた教育活動の促進、地元企業への就職等の支援
- ・ 高等課程の生徒に対する奨学金等の充実（→国による税財源措置の充実が必要）